

介護度	利用居室	(1)介護サービス費(1割)	(2)食費(日額)※	(3)居住費(日額)※	合計(日額)	1ヶ月料金 { 30日 X [(1)+(2)※+(3)※] }				
						通常	第1段階※	第2段階※	第3段階①※	第3段階②※
要介護1	従来型多床室	573	1,450	855	2,878	86,340	26,190	39,990	47,790	69,090
	従来型個室	573	1,450	1,171	3,194	95,820	35,790	41,490	61,290	82,590
	ユニット型個室	652	1,450	2,006	4,108	123,240	53,160	55,860	78,360	99,660
要介護2	従来型多床室	641	1,450	855	2,946	88,380	28,230	42,030	49,830	71,130
	従来型個室	641	1,450	1,171	3,262	97,860	37,830	43,530	63,330	84,630
	ユニット型個室	720	1,450	2,006	4,176	125,280	55,200	57,900	80,400	101,700
要介護3	従来型多床室	712	1,450	855	3,017	90,510	30,360	44,160	51,960	73,260
	従来型個室	712	1,450	1,171	3,333	99,990	39,960	45,660	65,460	86,760
	ユニット型個室	793	1,450	2,006	4,249	127,470	57,390	60,090	82,590	103,890
要介護4	従来型多床室	780	1,450	855	3,085	92,550	32,400	46,200	54,000	75,300
	従来型個室	780	1,450	1,171	3,401	102,030	42,000	47,700	67,500	88,800
	ユニット型個室	862	1,450	2,006	4,318	129,540	59,460	62,160	84,660	105,960
要介護5	従来型多床室	847	1,450	855	3,152	94,560	34,410	48,210	56,010	77,310
	従来型個室	847	1,450	1,171	3,468	104,040	44,010	49,710	69,510	90,810
	ユニット型個室	929	1,450	2,006	4,385	131,550	61,470	64,170	86,670	107,970

※「介護保険負担限度額認定証」を市町村から発行されている方は②と③が減額となり、各段階の料金となります。下記の「介護保険負担限度額認定」を参考して下さい。

<サービスの実施に伴い加算される費用及びその他の料金>

④-1 サービスの実施に伴い①に加算される費用（1割）		④-2 適時加算される費用（1割）		⑤その他の料金	
日常生活継続支援加算	36/日（従）、46/日（ユ）	初期加算（入所後又は1ヵ月入院後30日閉）	30/日	事務手数料	2,000/月
看護体制加算Ⅰ	6/日（従）、4/日（ユ）	外泊入院加算（入院後6日、月またがる場合12日まで）	246/日	理美容費	1,500/回
看護体制加算Ⅱ	13/日）、8/日（ユ）	療養食加算（1日3回限度）	6/回	従=従来型 ユ=ユニット型	
夜勤職員配置加算	22/日（従）	看取り介護加算（死亡日）	1,280/日		
精神科療養指導加算	5/日	看取り介護加算（死亡日前日、前々日）	680/日		
科学的介護推進加算	50/月	看取り介護加算（死亡日以前4日以上30日以下）	144/日		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	①④の合計に8.3%相当の額	看取り介護加算（死亡日以前31日以上45日以下）	72/日		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	①④の合計に2.7%相当の額	安全対策体制加算（入所時1回）	20/初日		

- ・地域加算=前橋市7級地は1単位当たり10.14円となります。①④について1.4%相当加算されます。
- ・一定以上所得がある方は①④について自己負担額が2割又は3割負担となります。

<介護保険負担限度額認定>

日額	②食費	③多床室	③従来型個室	③ユニット型個室	対象者の要件
第1段階	300	0	320	820	高齢年金受給者、生活保護受給者
第2段階	390	370	420	820	年金収入等合計80万円以下 預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下
第3段階①	650	370	820	1,310	年金収入等合計80万円超120万円以下 預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下
第3段階②	1,360	370	820	1,310	年金収入等合計120万円超 預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下

- ・世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。
- ・申請については資産要件等もあるため、市町村へ確認下さい。